

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一

○生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (同) 二

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出 (同) 二

○生活保護法による指定施術者の変更の届出 (同) 二

○生活保護法による指定施術者の辞退 (同) 二

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 三

○土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 三

○県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 三

○県道丸森柴田線坂津田事件裁決手続開始決定の更正決定 三

○県道丸森柴田線坂津田事件審理の開催 三

取用委員会

○宮城県告示第千六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関

告 示

○宮城県告示第千六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。
平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東北医科大学名取守病院	名取市増田一丁目九番十二号	平成二十九年九月一日
カメイ調剤薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩杉ノ沢九番地一	平成二十九年十一月一日
かなえ調剤薬局	気仙沼市赤岩杉ノ沢三十八一	平成二十九年十一月一日
カワチ薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩杉ノ沢十二一	平成二十九年十一月一日
医療法人社団全人会トータル・デンタル・クリニク	黒川郡大和町吉田字北谷地十八(七十六一八)	平成二十九年十一月一日
セントケア訪問看護ステーション岩出山	大崎市古川清水字成田宮田五十八番地四	平成二十九年十月一日
つばめ薬局	巨理郡山元町浅生原字田中二十四一	平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第千六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
守病院	名取市増田一丁目九番十二号	平成二十九年八月三十一日
クオール薬局気仙沼坂の下店	気仙沼市田中前一丁目一一一	平成二十九年十一月九日
カメイ調剤薬局気仙沼店	気仙沼市田谷十九一	平成二十九年十月三十一日

○宮城県告示第千六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
小野歯科医院	石巻市鑄銭場一―四	平成二十九年十月五日

○宮城県告示第千六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
日高 伸行	レイス治療院おおさき	大崎市古川駅南一―七十八 フォーマル九十二百三号	平成二十九年十月二十三日
日高 京子	レイス治療院おおさき	大崎市古川駅南一―七十八 フォーマル九十二百三号	平成二十九年十月二十三日
遠藤成都美	レイス治療院おおさき	大崎市古川駅南一―七十八 フォーマル九十二百三号	平成二十九年十月二十日
松田 透	クレーン整骨院桃生店	石巻市桃生町中津山字町十七番	平成二十九年十月三十一日

○宮城県告示第千六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
三品 智博	楽動青山整骨院	仙台市太白区八木山松波町十五―二	平成二十九年六月三十日

○宮城県告示第千七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
松田 濃	変更前 イーグル整骨院中田店	仙台市太白区中田町字法地北十九一―	平成二十九年十一月一日
	変更後 イーグル整骨院大河原店	柴田郡大河原町新南四十八―三	
変更前 松田 濃	変更前 イーグル整骨院大河原店	柴田郡大河原町新南四十八―三	
	変更後 イーグル整骨院岩沼中央店	岩沼市中央二丁目五番二十二号	平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第千七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり指定の辞退があった。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	尾曾 茂人	施術所の名称	袋原接骨院	住所又は施術所の所在地	仙台市太白区東中田三丁目十一番地	辞退年月日	平成二十九年十一月一日
----	-------	--------	-------	-------------	------------------	-------	-------------

○宮城県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市北上町十三浜字立神二四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十二月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

退任した者

退任年月日	平成二十九年十一月四日	氏名	相原 昌昭	住 所	一 加美郡色麻町大字下新町五十一番地	役職名	理事
-------	-------------	----	-------	-----	--------------------	-----	----

公 告

○県営針生前地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型）計画

の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年十一月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額

一億一千三百七十八万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十九年十月三日

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第37号

平成29年4月10日付けで当委員会が行った県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路・宮城県角田市坂津田字上地内から同市坂津田字石切地内まで）（県道丸森柴田線坂津田事件）に係る裁決手続開始決定について、平成29年11月27日付けで別紙のとおり更正する。

（注）別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の勤務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第45号）に規定する県の勤務時間とする。

平成29年12月5日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第38号

宮城県起業の県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路・宮城県角田市坂津田字上地内から同市坂津田字石切地内まで）（県道丸森柴田線坂津田事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成29年12月5日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 平成30年1月15日（月）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等